

紹介患者診療型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域医療機関から紹介され入院した患者の診療について、院内主治医は紹介医の立場を尊重し、紹介医から情報を収集し、共同診療により当該患者について検討及び指導を進め、退院後のかかりつけ医による診療への円滑な連携につなげるとともに当該患者へのよりよい医療の提供を目指すことを目的とする。

(利用できる対象者)

第3条 当該共同利用制度を利用できる医療従事者は登録された医療機関の登録医とする。

(事前申し込み)

第4条 制度を利用する登録医は、院内主治医と事前調整の上、地域医療連携室へ申し込みを行うものとする。

(共同利用のための病床)

第5条 共同利用病床は原則として6階西病棟とする。

(共同診療準備及び責任の所在)

第6条 共同診療日において、登録医は地域医療連携室において登録医証を受け取り、持参した白衣の胸に付けて共同診療を行うこととする。また、診療にあたって、指示等は院内主治医の責任において行うものとする。

(共同利用後の報告)

第7条 共同利用を行った登録医は、当日の共同利用業務終了後、地域医療連携室備え付けの報告記録簿に必要な事項を記入するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。

(附則)

この要領は、平成27年1月22日から実施する。